

議案第 27 号

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項ただし書中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の場合において、新たに当該放課後児童健全育成事業者の職員となった者で、職員となった日の属する年度の翌年度の末日までに研修（同項に規定する研修をいう。以下この項において同じ。）を修了することを予定しているものは、当該研修を修了するまでの間、研修を修了した者とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日において新たに当該放課後児童健全育成事業者の職員となった日から 1 年を経過しない者についても適用する。この場合において、同項中「職員となった日の属する年度の翌年度」とあるのは、「令和 3 年度」とする。